

大牟田市立病院無線 LAN インターネット接続サービス利用規約

(目的)

第1条 この規約は、大牟田市立病院が整備した無線 LAN インターネット接続環境（以下「無線 LAN」という）の利用に関し、必要な事項を定める。

(利用規約の改変)

第2条 当院は、必要があると認められるとき、予告なく当利用規約を改変できる。この規約の改変後に利用者が本サービスを利用した場合、利用者は改変後の規約に同意したものとみなす。

(サービス提供時間・場所)

第3条 利用者は、次に掲げる場所・時間帯で無線 LAN を利用できる。

- ・病棟（6:00～21:00）1回の接続につき3時間までとする。

(利用に必要なもの)

第4条 無線 LAN の利用を希望する者は、次に掲げるものを自己の責任において準備しなければならない。なお、当院からの機器・ソフトウェア等の貸し出しは行わない。利用者が持込んだ機器は、利用者自身で管理すること。盗難・紛失・破損等について当院はその責めを負わない。

- (1) スマートフォン・タブレット PC・ノート PC 等の端末
- (2) 無線 LAN インターフェース
- (3) 閲覧ソフト等

(利用)

第5条 利用者は、無線 LAN を用いてインターネットに接続することができる。

2 利用者は、本利用規約に同意しなければ、無線 LAN を利用してはならない。

3 無線 LAN を利用した者は、この規約に同意したものとみなす。

4 無線 LAN の利用料金は、無料とする。

5 セキュリティ対策を端末で実施し、自己の責任で利用すること。

6 様々な携帯端末に対応するため、無線 LAN 通信経路の暗号化を行っていないので、悪意のある利用者により個人情報等を盗み見される可能性があることを認識した上で利用すること。

7 音声を伴うコンテンツ等にアクセスする場合、イヤホンなどを使用して周囲に配慮すること。

(サービスの中断)

第6条 電気通信設備の保守又は工事上やむを得ない場合、接続事業者の電気通信事業の休止の場合、ならびに運用上重大な事象が発生した場合等、当院が必要と認める時、当院は予告なくサービスを中断することができる。

2 無線 LAN サービスの中断により、利用者又は第三者が被った損害については、当院はその責めを負わない。

(免責等)

第7条 当院は、利用者が無線 LAN を利用して得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等についていかなる保証も行わない。

2 無線 LAN サービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、無線 LAN を通じて登録、提供又は収集された利用者情報の消失、利用者の端末のコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損又は漏洩その他無線 LAN に関連して発生した利用者の損害については、当院はその責めを負わない。

3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスは、当該利用者が費用を負担する。

4 無線 LAN への接続に係る利用者の機器設定は、利用者自身が行うこと。この場合において、接続する機種、OS、ソフト等により無線 LAN を利用できない場合であっても、当院はその責めを負わない。なお、無線 LAN への接続方法等についての個別の問合せは原則受け付けない。

5 利用者が無線 LAN を利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、当院は、その責めを負わない。

6 当院は、無線 LAN の適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、又は特定サイトへの通信を制限することができる。

7 記録したアクセスログについては、要請に応じ捜査機関等へ提出することがある。

8 当院は、無線 LAN における通信速度を保証しない。

9 接続台数の上限設定を超えた場合、無線 LAN に接続できなくなることがあるが、当院はその責めを負わない。

(禁止事項)

第8条 当サービスでは以下の行為を禁止する。以下の行為が発覚した場合、当院は直ちに当該通信を遮断することができる。

- (1) 第三者もしくは当院の著作権又はその他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為。
- (2) 第三者もしくは当院の財産又はプライバシー権を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
- (3) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為もしくは公序良俗に反する情報を提供する行為。

- (4) 法令に違反し、もしくは違反するおそれのある行為及び迷惑行為。
- (5) IDまたはパスワードを不正に使用する行為。
- (6) コンピューターウイルス等の有害なプログラムを無線ネットワーク通じてもしくは関連して使用する行為、または提供する行為。
- (7) 大量データのダウンロードにより通信回線に負担をかける、ほかの利用者や来院者に迷惑になる行為。
- (8) 上記のほか、第三者もしくは当院に不利益又は損害を与える行為及び与えるおそれのある行為。

(契約解除)

第9条 当院は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、事前に通告することなく直ちに当該利用者の利用を停止するとともに、直ちに利用契約を解除し、被った損害の賠償を利用者に対して請求することができるものとする。

- (1) 禁止行為に該当する行為を行った場合
- (2) 本規約に違反した場合
- (3) その他利用者として病院が不適切と判断した場合

(利用規約の変更)

第10条 当院は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。また、規約の変更後に利用者が当サービスを利用したときには、変更後の規約に同意したものとみなす。

附 則

この規約は、令和4年3月22日から施行する。